

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第4項及び第39条の4第1項の規定により平成19年3月13日香川地域森林計画を変更したので、同法第6条第6項の規定により当該計画に係る計画書及び森林計画図を香川県環境森林部みどり整備課、香川県東部林業事務所、香川県西部林業事務所及び香川県小豆総合事務所森林整備室において一般の縦覧に供する。

平成19年4月3日

香川県知事 真 鍋 武 紀